

第6章 市民生活部

[市民生活部]

1. 秋田市斎場

(1) 秋田市斎場 (予算額 102,629千円)

ア 所在地 秋田市外旭川字山崎537番地

イ 現況

- (ア) 敷地面積 14,331.05㎡
- (イ) 建物面積 4,501.17㎡ (鉄筋コンクリート造、2階建)
- (ウ) 開設年月日 昭和31年8月(平成23年11月1日改築完成)
- (エ) 火葬炉 普通炉12基
- (オ) 職員数 17人

内訳：斎場長(再任用)1人

管理業務3人(内、再任用1人、会計年度任用職員2人)

火葬業務13人(内、再任用5人、会計年度任用職員2人)

(2) 斎場使用料(平成23年11月1日改正)

区分	13歳以上	13歳未満	死胎 (妊娠4箇月以上)	人体の一部	死胎 (妊娠4箇月未満)	胞衣等
市民	無料	無料	無料	10,000円	10,000円	10,000円
市民以外	61,000円	41,000円	21,000円	10,000円	10,000円	10,000円

(3) 斎場利用数(令和4年度)

区分	市民				市民以外				合計				人体の一部等
	大人	小人	死産児	計	大人	小人	死産児	計	大人	小人	死産児	計	
件数	4,245	5	30	4,280	161	0	2	163	4,406	5	32	4,443	25

(4) 斎場火葬炉維持修繕経費 (予算額 27,412千円)

火葬業務を円滑に行うため、火葬炉の修繕を行う。

(5) 斎場施設保全経費 (予算額 15,400千円)

火葬炉以外の施設設備について、計画保全を実施することで、安定的かつ継続的な運営を図るもの。

2. 平和公園(墓地公園)

(予算額 40,666千円)

市街地の北側約2kmの地点に位置する泉字五庵山(通称天徳寺山)一帯約70ha(21万坪)の丘陵にあり、この公園の中に明るい近代的な墓域を造成している。

墓地の第一期工事は昭和41年度から45年度まで1,617区画、第二期工事は、48年度から52年度まで1,151区画、第三期工事は54年度に用地を取得し、55年度から59年度まで1,625区画を造成した。

さらに平成元年度240区画、4年度320区画、8年度324区画を造成し、総計5,277区画の墓地が完成した。

なお、現在は、墓域内未利用地の造成等により、総区画数は5,284区画となったほか、新たに整備した合葬墓(埋蔵体数1,500体分)について、平成30年度に使用許可を行った。

3. 南西墓地

(予算額 3,204千円)

秋田市の南部・西部地区が、距離的要因により平和公園の利用者が少なく、しかも新興住宅地が増加している状況にあったことから、市民全体の利便性を考慮して、平成11年度豊岩地区に556区画造成したもので、植栽やあずまや、築山などを配置した、平和公園に準じた墓園的な墓地となっている。

平成17年度で全区画の使用許可を終了している。

4. 河辺墓地

(予算額 4,376千円)

市町合併に伴い旧河辺町から引き継ぎした、総区画数684区画の墓地である。

平成18年度に危険箇所の改修や未使用墓域の一部改修工事（区画再編工）を行い157区画を整備、20年度には未使用墓域157区画を整備し、現総区画数の684区画となった。

整備した区画については、平成19年度から使用許可を開始し、26年度で全区画の使用許可を終了した。

5. 北部墓地

(予算額 10,510千円)

市民の墓地需要に対し、計画的に墓地を提供するため平成21年度から事業に着手し、23年度に1期分558区画を整備および供用を開始し、23年度から28年度で558区画を使用許可した。第2期整備分536区画は平成29年度から供用を開始し、29年度は100区画、30年度は63区画、令和元年度は65区画、令和2年度は81区画、令和3年度は81区画、令和4年度は80区画を使用許可した。令和5年度については、74区画を募集する。

また、平成30年度に整備した合葬墓（埋蔵体数1,500体分）について、令和元年度は1,075体分、令和2年度は51体分、令和3年度は56体分、令和4年度は97体分を使用許可した。令和5年度は50体分を募集する。

6. 自治振興

(1) コミュニティ施設の整備

(予算額 329,456千円)

地域住民の自主的で健全な自治活動の振興を図るため、活動拠点となるコミュニティセンター等の建設、既存施設の改修等を行う。

- ・上北手地区コミュニティセンター改築事業 321,637千円
- ・コミュニティセンター施設整備経費 7,819千円

(2) 町内会等に対する支援

ア まちあかり・ふれあい推進事業

(予算額 233,781千円)

地域自治活動を活発化するため「まちあかり・ふれあい推進事業」として町内会等に対し助成するほか、防犯灯に係る年間電気料（予算の範囲内で80%を限度）を助成する。

また、ESCO事業者終了に伴う防犯灯の交換および修繕等を業務委託により行う。

- ・町内自治活動助成金 28,409千円
- ・防犯灯電気料助成金 44,959千円
- ・灯具交換・補修費助成金 200千円
- ・防犯灯交換等業務委託料 154,550千円
- ・町内防犯灯新設等委託料 5,264千円

イ 集会所類似施設整備・建設費助成事業

(予算額 1,500千円)

地域の活動の拠点となる集会所類似施設の建設および整備費の一部を補助する。

15町内会 1,500千円

ウ 町内会ポータルサイト構築事業

(予算額 4,179千円)

市から町内会向けに発信される情報を一元的に収集できるポータルサイトを作成するとともに、モデル町内会による町内会情報の発信を試行してもらうことで、町内会活動のデジタル化を支援する。

[集会所類似施設補助金]

補助金の名称 および種類	補助対象事 業の種類	補助の要件および補助対象経費	補助金の 交付額	補助金 の限度 額	経費使途区分
建設費等補助 金	新築、建替 え、増改築 (当該部分 の床面積の 合計が50㎡ 以上のもの)、購入	(1) 床面積50㎡以上99㎡以内。ただし、これに満たない新築又は購入の場合において、敷地の建ぺい率、町内会等の規模等の理由により、市長が必要と認めるときは、この限りでない。	床面積1㎡当たり10,000円を乗じて得た額	99万円	新築費、増改築費、購入費（解体費、備品購入費、土地購入費、事務費を除く。）
		(2) 床面積99㎡を超える施設であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの ア 災害時において避難所として地区住民を無償で受け入れる施設であること。 イ 台所又は調理場を有していること。 ウ 浴室、シャワー室等衛生上の配慮がなされていること。 エ 災害用の備蓄倉庫を有していること。 オ 玄関および出入口付近にスロープを有していること。 カ 車椅子利用者および介助者が利用することができるトイレを有していること。 キ 各室およびこれらを結ぶ経路に段差がないこと。 ク 出入口の戸が引戸、折戸等であること。	事業費に3分の1を乗じて得た額	500万円	
営繕費等補助 金	営繕および 附帯施設の 整備、修繕 等	(1) 100,000円以上200,000円未満	60,000円	定額	営繕費（床面積50平方メートル未満の増改築費を含む。）、附帯施設整備費
		(2) 200,000円以上	100,000円		
備品購入費補 助金	備品の購入	(1) 60,000円以上100,000円未満	30,000円	定額	備品購入費
		(2) 100,000円以上	50,000円		

(3) 集会所類似施設建設資金貸付制度

上記の建設費の一部補助のほかに貸付を行う。

- ア 貸付対象 50㎡以上の建物（集会所建設費補助制度に準ずる）
- イ 貸付限度 7,000千円 ただし、対象事業費から補助額を差し引いた必要資金の75%以内
- ウ 貸付利率 0.5%以内
- エ 貸付期間 10年（元利均等年賦）

(4) 防犯活動推進事業

(予算額 1,043千円)

防犯に対する市民意識の高揚を図り、だれもが安心して暮らせるまちづくりのため、防犯活動や暴力追放運動を推進する。

(5) 住居表示整備

(予算額 3,300千円)

住居表示実施区域における建物新改築時の住居番号決定、住居表示実施証明のほか、町名案内板および街区表示板の設置又は更新を行う。

◎コミュニティセンター等施設一覧

・コミュニティセンター (31館)

施設名	建設年度	開館年度	構造	面積(m ²)	備考
旭川地区 コミュニティセンター	昭和51	昭和51	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造2階建	754.39	
飯島地区 "	52	52	"	999.79	平成3.12増築 平成23.4.1コミセン化
寺内地区 "	53	53	"	655.51	平成23.4.1コミセン化
檜山地区 "	54	53	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造2階建 一部鉄骨造平屋建	1,647.84	昭和61年体育館新設 平成17年会議室棟増設
東地区 "	54	54	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造2階建	809.50	
勝平地区 "	平成24	55	鉄骨造2階建	1,299.50	児童センター(369.78m ²) 併設
外旭川地区 "	昭和58	59	鉄筋コンクリート造2階建	999.95	
将軍野地区 "	60	60	"	664.49	平成23.4.1コミセン化
茨島地区 "	49	63	鉄筋コンクリート造4階建	1,513.38	昭和63.4コミセン開館 1,2階(822.6m ²)をコ ミセンで使用
泉地区 "	平成2	平成2	鉄筋コンクリート造2階建	1,107.60	
明徳地区 "	4	5	"	944.60	
大住地区 "	5	6	"	1,022.25	
浜田地区 "	6	6	木造平屋建	466.03	平成23.8増築
港北地区 "	7	8	鉄筋コンクリート造2階建	999.46	
河辺岩見三内地区 "	8	9	鉄骨造平屋建	779.86	平成17.1.11合併承継 岩見三内連絡所併設
八橋地区 "	10	11	鉄筋コンクリート造2階建	997.80	
旭北地区 "	15	16	"	1,017.76	
保戸野地区 "	17	17	"	1,093.46	
川尻地区 "	18	19	鉄骨造2階建	1,303.64	児童センター(345.08m ²) 併設
下新城地区	5	21	木造平屋建	487.35	平成21.4.1コミセン化
豊岩地区 "	6	21	"	487.90	平成21.4.1コミセン化
下浜地区 "	昭和56	21	"	507.04	平成4.10増築 平成21.4.1コミセン化
旭南地区 "	平成21	21	鉄骨造2階建	809.59	児童館(303.60m ²)併設

上北手地区	3	25	木造平屋建	339.52	平成25.4.1コミセン化
〃					
太平地区	8	28	〃	620.23	平成28.4.1コミセン化
〃					
下北手地区	令和2	28	〃	524.60	平成28.4.1コミセン化
〃					令和2.12.21改築
桜地区	平成28	28	鉄骨造2階建	726.96	
〃					
上新城地区	昭和63	30	木造平屋建	374.77	平成30.4.1コミセン化
〃					
飯島南地区	平成30	30	鉄骨造2階建	738.26	
〃					
金足地区	令和元	令和元	木造平屋建	546.37	令和2.1.20コミセン化
〃					
仁井田地区	2	2	鉄骨造平屋建	792.47	
〃					

・コミュニティ類似施設（8館）

施設名	建設年度	構造	面積(m ²)	備考
ふれあい交流館かわべ	平成14	鉄骨造2階建	762.45	平成17.1.11合併承継 和田駅舎併設
雄和基幹集落センター	昭和53	鉄筋コンクリート造2階建	463.82	平成17.1.11合併承継 大正寺連絡所併設
雄和地区北部コミュニティ施設	57	木造平屋建	340.88	平成17.1.11合併承継
雄和農林漁家婦人活動促進施設	平成7	木造平屋建	193.77	平成17.1.11合併承継
雄和山村交流センター	14	木造平屋建	153.19	平成17.1.11合併承継
雄和左手子交流センター	16	木造平屋建	146.24	平成17.1.11合併承継
河辺岩見温泉交流センター	28	木造 一部鉄筋コンクリート造平屋建	602.21	
下新城交流センター	昭和51	鉄筋コンクリート造2階建	1,610.87	旧北部公民館

7. 市民協働・都市内地域分権の推進

(予算額 50,256千円)

(1) 地域支援事業

コミュニティセンター等を巡回し地域の各種相談に対応するとともに、「地域づくり交付金」により、地域課題の解決や地域の活性化等に取り組む団体を支援する。

(2) 市民協働・市民活動支援事業

市民活動団体のアイデアと能力を活用しながら、市と市民活動団体が協働する取組を促進するため、「協働サポート交付金」による支援を行う。また、「市民協働ミーティング」を開催するほか、市民交流サロンにおいて市民活動を支援する講座や相談を行うことで、市民活動を支援する。

(3) 地域まちづくり推進事業

市民サービスセンターを拠点に、各地域づくり組織とセンターが中心となって、地域の課題や特性について地域住民と一緒に考え、市民協働による特色ある地域まちづくりを実践する。また、市民協働によるまちづくりの担い手育成支援のため、「まちづくりラボ講座」を実施する。

8. 男女共生社会の推進

(予算額 1,746千円)

誰もが互いを認めあい、一人ひとりが個性や能力を十分に発揮できる男女共生社会が形成されるよう、家庭や学校、職場、地域など、生活のあらゆる場面において男女共生の理解が浸透し、行動へとつながるための取

組を推進する。

(1) 市民行動計画の推進

「秋田市男女共生推進会議」の意見を取り入れながら、「第6次秋田市男女共生社会への市民行動計画」の推進に努めるとともに、同計画の周知を進め、男女共生の理念の啓発を図る。

(2) 男女共生講座等の実施

市民の意識啓発を図るため、身近なテーマから男女共生社会への理解を深める講座や、企業、地域等へ出向く出張講座等を開催する。

9. 女性の活躍推進

(予算額 5,790千円)

女性活躍推進法の施行を踏まえ、仕事と家庭生活との両立および一人ひとりが個性や能力を発揮できる環境づくりを一層推進し、女性の活躍を促進する。

(1) 誰もが活躍推進フェスタの開催

男性を含めた更なる意識啓発を図る講座を開催するとともに、広く市民に向けて、女性起業家・団体のロールモデル写真展、ワークショップなどを開催する。

(2) ウーマンワーク・ラボの実施

女性のキャリアアップや就業継続を支援するため、企業・団体の経営者や管理職および中堅社員対象の研修会を開催するとともに、育休中や再就職を目指す女性を対象としたセミナーや相談会などを実施する。また、女子中学生・高校生を対象とした女性が少ない職業分野の女性活躍をテーマとしたワークショップを開催する。

10. にじいろあきたの推進

(予算額 762千円)

多様な性のあり方への市民理解を深めるため、「秋田市パートナーシップ宣誓制度」の周知を図るとともに、性的指向や性自認に対する社会的偏見や差別をなくすための取組を推進する。

(1) にじいろプロモーションの実施

性の多様性への理解を深めるため、市民や企業を対象とした啓発イベントやアンケート調査を実施する。

(2) L G B T Q個別相談会の実施

性の多様性についての悩みや不安の解消に向け、L G B T Qの当事者などを対象とした相談会を実施する。

11. 家族・地域の絆づくりの推進

(予算額 1,089千円)

家族や地域の絆のもと、支えあいの市民共生社会の実現を目指し、人と人とのつながりや思いやりの心を見つめ直す機会を提供して、絆を大切にしようとする機運を醸成する。

(1) 絆映画上映会の開催

人と人とのつながりや、家族・地域の絆の大切さを感じさせる映画を選定し上映する「絆映画上映会」を開催する。

(2) 小学校における絆の学習の実施

市内の各小学校に講師を派遣し、命の大切さ、防災を通しての家族や地域の人たちとのつながりの大切さ、絆を大切にするコミュニケーション、性の多様性をテーマに授業を実施する。

(3) 絆の発信事業の実施

防災等をテーマに町内会等へ出向く出張講座を開催するほか、リーフレットの作成やパネル展示を通じて、絆の大切さを広く発信する。

12. 総合窓口業務

(予算額 32,459千円)

(1) 総合案内

市役所を訪れる方に、窓口の案内をする。

・令和4年度 案内件数 33,684件

(2) 窓口案内電話

市民からの問い合わせ等に適切な部署を案内する。

・令和4年度 案内件数 60,252件

13. 住民基本台帳、戸籍関係の異動・届出等取扱件数

(1) 住民基本台帳の異動取扱件数年度別の推移

単位：件

区分	年度	30	元	2	3	4
合 計		30,685	32,034	30,508	30,454	31,226
転 入		6,788	7,345	6,636	6,662	7,034
転 出		7,262	7,464	6,736	6,830	7,161
転 居		7,179	7,030	7,226	6,819	6,789
出 生		1,793	1,723	1,669	1,713	1,558
死 亡		3,506	3,740	3,811	3,940	4,317
世 帯 分 離		558	601	697	645	700
世 帯 合 併		185	233	232	235	271
世 帯 主 変 更		2,347	2,531	2,564	2,550	2,545
住 所 修 正		317	522	6	20	18
在 留 記 載		27	22	19	8	14
在 留 消 除		184	206	100	41	130
職 権 回 復		0	0	0	0	1
職 権 消 除		24	15	17	5	4
そ の 他		515	602	795	986	684

(2) 戸籍の届出件数年度別の推移

単位：件

事件の種類		年度	30	元	2	3	4
合 計			12,550	13,274	12,360	12,253	12,507
1	出生		2,504	2,412	2,279	2,240	2,055
2	国籍留保		15	24	8	16	11
3	認知		24	29	37	24	25
4	養子縁組		155	168	154	191	149
5	養子離縁		66	87	53	63	57
6	法69条の2・73条の2		8	9	9	4	5
7	婚姻		2,558	2,821	2,317	2,368	2,278
8	離婚		615	670	605	513	550
9	法75条の2・77条の2		244	274	265	228	264
10	親権・後見・後見監督・保佐		15	21	27	17	13
11	死亡		4,064	4,373	4,384	4,480	4,992
12	失踪		2	3	2	4	4
13	復氏		5	9	4	5	2
14	姻族関係終了		19	19	14	8	8
15	相続人廃除		0	0	2	0	0
16	入籍		472	527	453	370	415
17	分籍		56	53	56	51	59
18	国籍取得		0	1	1	0	0
19	帰化		6	0	9	3	4
20	国籍喪失		2	0	5	2	3
21	国籍選択		2	1	2	5	7
22	外国国籍喪失		0	0	0	0	0
23	氏の変更		32	32	21	30	30
24	名の変更		4	8	7	6	5
25	転籍		1,353	1,394	1,266	1,164	1,179
26	就籍		0	0	0	1	0
27	訂正・更正		261	249	292	396	323
28	追完		2	4	1	5	0
29	その他		9	22	17	12	14
30	不受理申出		57	64	70	47	55

(3) 戸籍・住民票関係の証明書等取扱通数（令和4年度）

単位：通

種類	月別	計	月平均	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
合計		355,014	29,585	29,134	28,314	31,700	30,783	28,603	27,758	30,273	31,445	25,524	24,582	28,795	38,103
現 戸 籍	謄本 (全部事項)	36,441	3,037	2,750	3,035	2,933	2,922	2,857	3,124	3,192	3,853	2,869	2,688	2,952	3,266
	抄本 (個人事項)	7,057	588	536	721	713	560	526	554	569	768	557	495	490	568
	コンビニ	11,121	927	735	661	680	651	708	796	920	1,460	880	988	1,086	1,556
	一部事項 証	2	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	記載事項 証	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	届書写し	54	5	3	7	6	4	3	5	6	4	2	8	4	2
	受(普通) 理	664	55	54	40	54	57	57	40	61	67	51	39	43	101
	受(上質) 理	35	3	3	6	5	1	2	0	3	1	4	1	2	7
計	55,374	4,615	4,082	4,470	4,391	4,196	4,153	4,519	4,751	6,153	4,363	4,219	4,577	5,500	
除 籍 原 籍	謄本	42,223	3,519	2,719	3,547	4,009	3,285	3,637	3,463	3,396	3,992	3,563	3,275	3,654	3,683
	抄本	543	45	107	29	40	47	29	32	87	29	42	36	22	43
	記載事項 証	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	42,766	3,564	2,826	3,576	4,049	3,332	3,666	3,495	3,483	4,021	3,605	3,311	3,676	3,726
住 民 基 本 台 帳	住民票の 写し	98,797	8,233	9,341	8,165	9,459	10,068	9,322	7,454	8,190	8,049	6,098	5,836	6,650	10,165
	コンビニ	46,273	3,856	3,843	2,773	3,770	3,960	3,062	3,371	3,953	3,650	3,414	3,452	4,099	6,926
	広域交付	212	18	19	20	12	16	21	14	18	21	21	11	14	25
	附票の 写し	20,340	1,695	1,289	1,770	1,661	1,737	1,592	1,662	1,846	2,255	1,718	1,380	1,777	1,653
	閲覧	2,086	174	0	150	303	358	72	89	474	200	52	0	388	0
	計	167,708	13,976	14,492	12,878	15,205	16,139	14,069	12,590	14,481	14,175	11,303	10,679	12,928	18,769
印 鑑	印鑑登録 証交付	8,913	743	841	754	798	679	695	682	739	660	587	611	723	1,144
	印鑑登録 証明書	42,742	3,562	3,927	3,961	4,254	3,639	3,555	3,624	3,673	3,472	2,868	2,741	3,144	3,884
	コンビニ	30,378	2,532	2,140	2,093	2,404	2,200	1,935	2,292	2,533	2,382	2,280	2,619	3,212	4,288
	計	82,033	6,836	6,908	6,808	7,456	6,518	6,185	6,598	6,945	6,514	5,735	5,971	7,079	9,316
自動車臨時 運行許可	2,581	215	340	241	218	217	208	193	240	218	210	97	158	241	
諸証明ほか	3,413	284	418	297	329	295	240	271	271	210	190	249	246	397	
個人番号カード 再交付	570	48	34	22	26	43	41	46	51	77	59	28	66	77	
電子証明書	569	47	34	22	26	43	41	46	51	77	59	28	65	77	

14. 国民年金

(予算額 3,991千円)

(1) 加入の状況 (第1号被保険者のみ)

各年度末 単位：人

年度	区分	第1号被保険者		
		強 制	任 意	合 計
元		28,870	373	29,243
2		28,758	403	29,161
3		28,192	395	28,587
4		27,583	388	27,971

15. 国民健康保険事業

(予算額 30,620,240千円)

(1) 国保加入状況 (令和5年4月1日現在)

被保険者数 53,424人

世帯数 37,197世帯

(2) 保険給付

- ア 給付割合
- 0歳～義務教育就学前 8割
 - 義務教育就学～65歳未満 7割
 - 65歳以上70歳未満の前期高齢者 7割
 - 70歳以上75歳未満の前期高齢者 8割又は7割

イ その他の保険給付

(ア) 出産育児一時金 500,000円 (令和5年4月1日改正)

産科医療補償制度登録分娩機関での出産は一児につき50万円、それ以外は48万8千円を支給

(イ) 葬 祭 費 50,000円 (平成9年4月1日改正)

(3) 保険税

ア 賦課方式 3方式 (昭和57年4月1日改正)

所得割、被保険者均等割、世帯別平等割

イ 算定基準

所得割 前年中の総所得金額－基礎控除 (43万円)

ウ 納付回数 普通徴収 9回 (7月～3月) 特別徴収 6回 (4月～2月)

エ 保険税率

年 度	区 分	税 率			課 税 限 度 額 (円)
		所 得 割	均等割 (円)	平 等 割 (円)	
元	医 療 分	9.22/100	22,960	特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 28,690 特 定 世 帯 14,340 特定継続世帯 21,510	610,000
	支 援 分	2.51/100	6,620	特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 7,450 特 定 世 帯 3,720 特定継続世帯 5,580	190,000
	介 護 分	2.88/100	8,950	8,570	160,000
2	医 療 分	9.22/100	22,960	特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 28,690 特 定 世 帯 14,340 特定継続世帯 21,510	630,000
	支 援 分	2.51/100	6,620	特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 7,450 特 定 世 帯 3,720 特定継続世帯 5,580	190,000
	介 護 分	2.88/100	8,950	8,570	170,000
3	医 療 分	9.22/100	22,960	特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 28,690 特 定 世 帯 14,340 特定継続世帯 21,510	630,000
	支 援 分	2.51/100	6,620	特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 7,450 特 定 世 帯 3,720 特定継続世帯 5,580	190,000
	介 護 分	2.88/100	8,950	8,570	170,000
4	医 療 分	9.22/100	22,960	特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 28,690 特 定 世 帯 14,340 特定継続世帯 21,510	650,000
	支 援 分	2.51/100	6,620	特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 7,450 特 定 世 帯 3,720 特定継続世帯 5,580	200,000
	介 護 分	2.88/100	8,950	8,570	170,000
5	医 療 分	9.22/100	22,960	特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 28,690 特 定 世 帯 14,340 特定継続世帯 21,510	650,000
	支 援 分	2.51/100	6,620	特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 7,450 特 定 世 帯 3,720 特定継続世帯 5,580	220,000
	介 護 分	2.88/100	8,950	8,570	170,000

オ 国保事業概要

区 分		年 度	令和3 (決 算)	令和5 (当 初)
国 保 加 入 (3月～2月平均)	被 保 険 者 数		57,475 人	53,769 人
	世 帯 数		39,068 世帯	36,937 世帯
保 険 税 負 担 状 況 (現年度分)	世帯当たり	最 高	990,000 円	1,040,000 円
		※最 低	24,800 円	24,800 円
		平 均	130,558 円	126,687 円
	1 人 当 たり 平 均		88,745 円	87,209 円
保 険 税 収 納 率 (現 年 度 分)			91.71 %	92.64 %
療 養 諸 費	費 用 額		25,815,937 千円	26,315,059 千円
	保 険 者 負 担 分		19,073,268 千円	19,442,028 千円
	1 人 当 たり 費 用 額		449,168 円	489,409 円
	1 人 当 たり 保 険 者 負 担 分		331,853 円	361,584 円
その他の保険給付	出 産 育 児 一 時 金 (1件単価)		420,000 円	500,000 円
	葬 祭 費 (1件単価)		50,000 円	50,000 円
予 算 額 (R 5)	歳 入		30,701,959 千円	30,620,240 千円
決 算 額 (R 3)	歳 出		30,009,339 千円	30,620,240 千円
	差 引		692,620 千円	0 円
一 般 会 計 繰 入 額			2,554,251 千円	2,550,878 千円

※ 最低の金額は介護分を含む場合のものを記載

(4) 高額療養費融資斡旋制度 (昭和51年11月10日から実施)

国保に加入している世帯で、医療費の支払いに困っている方に対し資金の融資をあっせんすることにより、その世帯の生活の安定を図ることを目的とした制度である。

ア 融 資 額	高額療養費として支給される額以内 (1万円以上)
イ 融 資 期 間	高額療養費の支給日まで
ウ 利 子	市が全額負担 (年利3.73%、令和5年4月1日改正)
エ 返 済	高額療養費支給日に元金および利子を全額一括返済
オ 取扱金融機関	秋田銀行秋田市役所支店

カ 利 用 状 況 (令和4年度実績)

(ア) 申 込 件 数	0 件
(イ) 融 資 額	0 円
(ウ) 1 件 当 たり 融 資 額	0 円

(5) 保健事業

国民健康保険加入者の健康保持および疾病の早期発見と自主的な健康管理の向上を図ることを目的に、費用の一部を助成している。

事業名	対象者	助成内容	令和4年度実績
はり・きゅう・マッサージ (昭和61年度から実施)	国民健康保険加入者で 55歳以上75歳未満の方	1回800円 (年40回以内)	利用件数 10,025 件 助成額 8,020 千円
健康診査 (平成9年度から実施)	国民健康保険加入者	大腸がん 胃がん 子宮頸がん 前立腺がん 乳がん } 自己負担分 を全額助成	利用件数 14,650 件 助成額 22,882 千円
健康表彰 (平成28年度から実施)	国民健康保険加入世帯 で1年間医療機関を受診 していない等の一定 要件に該当するもの	該当世帯にカタログギフ トを贈呈	表彰世帯数 125 世帯 実績額 528 千円

16. 健康診査等

(1) 特定健康診査・特定保健指導事業 (予算額 175,970千円)

高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、糖尿病や高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病の発症や重症化を防ぐために、特定健康診査と特定保健指導を実施する。

第2期データヘルス計画に基づき令和5年度は健診受診率50.0%、保健指導実施率35.3%を目標とする。

- ・対象者 40～75歳未満の国民健康保険加入者（ただし、妊産婦、長期入院者、施設入所者など告示で定める者、労働安全衛生法に基づく事業者健診等、特定健康診査に相当する健康診査を受けた者を除く。）

(2) 後期高齢者健康診査事業 (予算額 115,848千円)

高齢者の生活の質を確保し、かつ生活習慣病を早期発見するために、健康診査を実施する。

- ・対象者 後期高齢者医療制度の被保険者

(3) 人間ドック保健事業 (予算額 37,861千円)

国民健康保険加入者の健康保持および疾病の早期発見と自主的な健康管理の向上を図ることを目的に、費用の一部を助成する。

- ・対象者 35歳以上の国民健康保険加入者

(4) 糖尿病・慢性腎臓病重症化予防事業 (予算額 197千円)

秋田市国民健康保険加入者のうち、糖尿病および慢性腎臓病が重症化するリスクの高い未治療者、治療中断者を治療に結びつける。また、糖尿病性腎症等で重症化するリスクの高い通院患者に対し、かかりつけ医の判断により保健指導を行うことで、腎不全、人工透析への移行を予防する。

(5) 高血圧症重症化予防事業 (予算額 655千円)

秋田市国民健康保険特定健康診査を受診した者のうち、高血圧症が重症化するリスクの高い者を医療へ結びつけることで、脳血管疾患等生活習慣病の発症を予防する。

17. 後期高齢者医療制度

(予算額 7,984,903千円)

(1) 加入状況 (令和5年4月1日現在)

秋田市の被保険者数 50,508人 (秋田県全体の被保険者数 192,836人)

(2) 保険給付

ア 給付割合 9割、8割又は7割 (自己負担割合 1割、2割又は3割)

イ その他の保険給付

(ア) 高額療養費

(イ) 入院時の食事代

(ウ) 葬祭費 50,000円

(3) 保険料

ア 賦課額の算定

保険料は、所得割額と被保険者均等割額の合計額

所得割額は、前年の総所得額(基礎控除後の額)に所得割率を乗じた額

所得割率	均等割額(円)	賦課限度額(円)
8.27/100	44,310	660,000

イ 納付回数

(ア) 普通徴収 8回(7月～2月)

(イ) 特別徴収 6回(4月、6月、8月、10月、12月、2月)

(4) 秋田県後期高齢者医療広域連合への負担金

保険者である秋田県後期高齢者医療広域連合に対し、保険料納付金、療養給付費および事務費など運営に係る経費を負担する。

18. 西部市民サービスセンター

(予算額 158,803千円)

所在地 秋田市新屋扇町13番34号

建築年度	構造	面積(m ²)
平成21	鉄筋コンクリート造(3階建)	3,643.69

市役所の窓口として、地域に密着した各種市民サービスを行う。

地域自治活動や生涯学習の場として、多目的ホール・和室・洋室等の貸出施設を備える。

(西部地域住民自治協議会を指定管理者としている。)

子育て交流ひろばにおいては、地域での子育て支援を行う。

19. 新屋ガラス工房

(予算額 98,975千円)

所在地 秋田市新屋表町5番2号

建築年度	構造	面積(m ²)
平成29	木造一部鉄筋コンクリート造 (平屋一部2階建)	1,373.13

新屋地域の歴史とものづくりの精神を伝承し、住民主体のまちづくりを推進するため、ガラス作品の展示・販売、ガラス制作体験・講座の実施、展示スペース・工房設備の貸出しのほか、イベントの開催や地域団体との連携等を行う。

20. 北部市民サービスセンター

(予算額 224,429千円)

所在地 秋田市土崎港西五丁目3番1号

建築年度	構造	面積 (㎡)
平成23	鉄筋コンクリート造 (3階建)	5,581.54

市役所の窓口として、地域に密着した各種市民サービスを行う。

地域自治活動や生涯学習の場として、地域文化ホール・体育館・和室・洋室等の貸出施設を備える。

(北部地域住民自治協議会を指定管理者としている。)

子育て交流ひろばにおいては、地域での子育て支援を行う。

21. 土崎みなと歴史伝承館

(予算額 41,897千円)

所在地 秋田市土崎港西三丁目10番27号

建築年度	構造	面積 (㎡)
平成29	鉄筋コンクリート造 (2階建) 一部鉄骨造	1,393.98

土崎地区における地域の歴史と文化を伝承し、地域資源を生かした住民主体の人づくり、まちづくりおよびにぎわいづくりを推進するため、資料の展示や学習の場の提供などにより、曳山行事の伝承、空襲による被爆体験の継承等を行う。(土崎みなと街づくり協議会を指定管理者としている。)

22. 河辺市民サービスセンター

(1) 河辺市民サービスセンター

(予算額 457,672千円)

所在地 秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2

建築年度	構造	面積 (㎡)
昭和63	鉄筋コンクリート造 (3階建)	3,362.45

市役所の窓口として、地域に密着した各種市民サービスを行う。

地域自治活動や生涯学習の場として、地域文化ホール・和室・洋室等の貸出施設を備える。

(河辺の郷自治協議会を指定管理者としている。)

子育て交流ひろばにおいては、地域での子育て支援を行う。

(2) 河辺岩見温泉交流センター管理運営

(予算額 47,243千円)

河辺岩見温泉交流センターの適切な施設管理・運営を行う。

(河辺岩見温泉交流センター管理運営協議会を指定管理者としている。)

23. 雄和市民サービスセンター

(予算額 77,354千円)

所在地 秋田市雄和妙法字上大部48番地1

建築年度	構造	面積 (㎡)
昭和63	鉄筋コンクリート造 (3階建)	3,724.22

市役所の窓口として、地域に密着した各種市民サービスを行う。

地域自治活動や生涯学習の場として、地域文化ホール・和室・洋室等の貸出施設を備える。

(雄和市民協議会を指定管理者としている。)

子育て交流ひろばにおいては、地域での子育て支援を行う。

小規模水道施設を利用している地域の生活水の管理運営を行う。

(対象施設 雄和藤森地区：8戸、雄和中の沢地区：12戸)

24. 南部市民サービスセンター

(予算額 204,487千円)

(1) 南部市民サービスセンター

所在地 秋田市御野場一丁目5番1号

建築年度	構造	面積 (㎡)
平成26	鉄筋コンクリート造 (2階建)	2,229.44

市役所の窓口として、地域に密着した各種市民サービスを行う。

地域自治活動や生涯学習の場として、地域文化ホール・和室・洋室等の貸出施設を備える。

(南部地域づくり協議会を指定管理者としている。)

子育て交流ひろばにおいては、地域での子育て支援を行う。

(2) 南部市民サービスセンター別館

所在地 秋田市牛島東六丁目4番5号

建築年度	構造	面積 (㎡)
平成30	鉄筋コンクリート造 (2階建)	1,632.00

地域の生涯学習を推進する。

地域自治活動や生涯学習の場として、多目的ホール・和室・洋室・音楽室等の貸出施設を備える。

(南部地域づくり協議会を指定管理者としている。)

25. 東部市民サービスセンター

(予算額 168,809千円)

所在地 秋田市広面字釣瓶町13番地3

建築年度	構造	面積 (㎡)
平成27	鉄筋コンクリート造 (2階建)	2,538.98

市役所の窓口として、地域に密着した各種市民サービス (住民票や印鑑証明書の交付、国民健康保険、市税、福祉などに関する各種手続を除く。)を行う。

地域自治活動や生涯学習の場として、地域文化ホール・和室・洋室等の貸出施設を備える。

(東部地域づくり協議会を指定管理者としている。)

子育て交流ひろばにおいては、地域での子育て支援を行う。

26. 中央市民サービスセンター

(予算額 243,386千円)

所在地 秋田市山王一丁目1番1号

建築年度	構造	面積 (㎡)
平成28	鉄筋コンクリート造 (本庁地上6階、搭屋1階、地下1階)	本庁30,946.86㎡のうち2、3階部分の一部

市役所の窓口として、地域に密着した各種市民サービス (住民票や印鑑証明書の交付、国民健康保険、市税、福祉などに関する各種手続を除く。)を行う。

地域自治活動や生涯学習の場として、多目的ホール・和室・洋室・音楽室等の貸出施設を備える。

(中央地域づくり協議会を指定管理者としている。)

子育て交流ひろばにおいては、地域での子育て支援を行う。

27. 駅東サービスセンター

(予算額 743千円)

所在地 秋田市東通仲町4番1号 秋田拠点センター アルヴェ1階

建築年度	構造	面積 (㎡)
平成16	鉄筋鉄骨コンクリート造 (5階建)	236.00

(事務所部分のみ)

住民基本台帳、戸籍、国民健康保険、国民年金等の事務を取り扱っている。

28. 市民相談

(予算額 10,718千円)

(1) 職員による相談

市民の個人的な相談や苦情の受付を行い、問題解決に当たる。

・令和4年度 相談総件数 3,257件

(2) 専門相談 (無料相談)

弁護士、司法書士、社会保険労務士、公証人、税理士、行政書士、行政相談委員・人権擁護委員および元県警察官による無料相談を実施する。

・令和4年度 相談総件数 706件

法 律 328件

司 法 書 士 245件

年 金 ・ 社 会 保 険 等 37件

公 証 人 ・ 遺 言 24件

税 務 59件

行 政 書 士 1件

行 政 2件

人 権 ・ 困 り ご と 7件

市 民 安 全 3件

(3) 市民相談主任者

市政に対する相談、要望および苦情に関して、関係各課所室との密接な連絡により、速やかにかつ適切に処理するため、各課所室に市民相談主任者 (原則として課長補佐) を設置する。

(4) 犯罪被害者等支援

「犯罪被害者等支援総合窓口」において、犯罪被害者等からの様々な相談に応じ、適切に担当部署や関係機関を紹介するとともに、市役所における各種手続の窓口一元化を図る。

また、「秋田市犯罪被害者等見舞金支給条例」に基づき、犯罪行為により死亡した市民の遺族又は傷害を受けた市民に対し、見舞金を支給する。

(5) ご遺族支援コーナー

健康保険や市税、福祉など、死亡に伴い遺族が行う各種手続をワンストップで行い遺族の負担を軽減する。

また、相続や金銭問題など遺族が抱える様々な悩みや問題について相談に応じ、弁護士や司法書士などの無料専門相談等を案内する。

29. 消費生活

(予算額 18,846千円)

(1) 消費者支援事業

ア 消費生活相談

消費生活に関する苦情や相談に応じ、助言、情報提供、あっせん等を行う。

・令和4年度 相談件数 1,738件

イ 多重債務相談

多重債務を解決するために、関係課所室との連携強化と相談体制の充実を図る。

(2) 消費者啓発事業

ア 消費生活出前講座

市民が安全で快適な消費生活を営むことができるよう、必要な情報等を提供するため、消費生活相談員が各地域等に出向いて講座を開催する。

イ 消費生活パネル展

消費生活における身近な情報の提供および悪質商法や特殊詐欺などの被害防止を目的に、パネルを展示する。

ウ 金融経済講演会

暮らしに役立つ金融経済情報の提供を目的に、秋田県金融広報委員会、秋田県生活センターおよび本市の三者共催で講演会を開催する。

エ 高齢者等の消費者被害の未然防止

地域の関係機関（地域包括支援センター、警察署等）が行っている見守り活動と連携し、啓発活動を実施する。また、町内会や老人クラブなど、地域で活動している団体等に対し、出前講座を実施する。

オ 若年者等の消費者教育の充実・強化

民法改正による成年年齢引下げに対応するため、教員等に情報提供を行うとともに、小中高生等を対象とした消費者教育を行う。

(3) 消費生活相談員等レベルアップ事業

多様化・複雑化する消費者問題について、正確で分かりやすい情報を消費者に提供するため、消費生活相談員等が国の指定する研修会等に参加する。

(4) 消費生活審議会

消費者等からの苦情に関するあっせん又は調停を行うほか、消費生活に関する重要な事項について審議する。

30. 計量検査所

(予算額 2,478千円)

昭和55年4月に計量検査所を設置し、特定計量器の定期検査、事業所や店舗への立入検査等を実施し、適正計量の普及に努める。

[令和4年度実績]

(1) 特定計量器定期検査

商店・スーパー・病院等で取引又は証明に使用される特定計量器を2年に1度検査する。

項目	受検戸数 (戸)	受検器数 (器)	不合格数 (器)	不合格率 (%)	検査手数料 (円)
集合検査	216	551	3	0.5	454,380
所在場所検査	22	503	7	1.4	572,690
合計	238	1,054	10	0.9	1,027,070

(2) 商品量目立入検査

スーパー等のグラム表示で販売されている商品が正しく計量されているか立入検査を行う。

項	目	検査日数 (日)	検査戸数 (戸)	検査件数 (件)	不適正件数 (件)	不適正率 (%)
量 目	前	-	-	-	-	-
	後	5	5	261	5	1.9
	計	5	5	261	5	1.9